

## 9 収入状況について（税込み）

### (1) 下水道使用料等の収入状況

下水道使用料の現年度分の収入率は89.7%で、繰越分の収入率は91.8%となっている。  
 受益者負担金の現年度分の収入率は94.0%で、繰越分の収入率は24.3%となっている。

収入状況の内訳は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分		調定額	不納欠損額	差引調定額	収入額	未収入額	収入率
現年度分	営業収益	576,847,013	0	576,847,013	542,466,430	34,380,583	94.0
	下水道使用料	332,039,153	0	332,039,153	297,918,570	34,120,583	89.7
	他会計負担金	244,349,000	0	244,349,000	244,349,000	0	100.0
	その他の営業収益	458,860	0	458,860	198,860	260,000	43.3
	営業外収益	355,513,615	0	355,513,615	319,280,054	36,233,561	89.8
	計	932,360,628	0	932,360,628	861,746,484	70,614,144	92.4
	受益者負担金	39,837,570	0	39,837,570	37,447,280	2,390,290	94.0
繰越分	営業収益	35,817,177	219,976	35,597,201	32,688,818	2,908,383	91.8
	下水道使用料	35,717,177	219,976	35,497,201	32,588,818	2,908,383	91.8
	その他の営業収益	100,000	0	100,000	100,000	0	100.0
	営業外収益	17,430,428	0	17,430,428	17,430,428	0	100.0
	計	53,247,605	219,976	53,027,629	50,119,246	2,908,383	94.5
	受益者負担金	6,080,640	884,110	5,196,530	1,261,390	3,935,140	24.3
合 計	1,031,526,443	1,104,086	1,030,422,357	950,574,400	79,847,957	92.3	

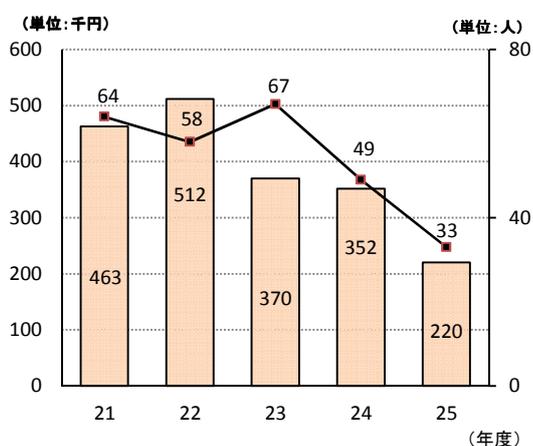
### (2) 不納欠損の状況

下水道使用料の不納欠損処分額は219,976円で、前年度に比較して132,167円（37.5%）の減である。対象者は33人（うち法人1社）で、前年度と比較して16人の減となっている。

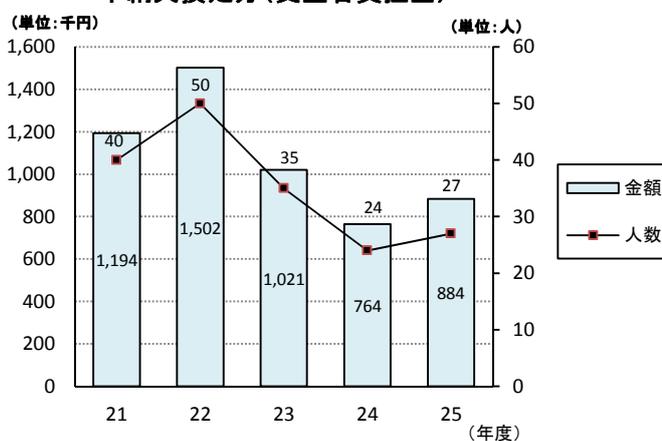
受益者負担金の不納欠損処分額は884,110円で、前年度に比較して119,740円（15.7%）の増である。対象者は27人で、前年度と比較して3人の増となっている。

不納欠損の理由をしてみると、下水道使用料では無届転居によるもの（18人）が最も多くなっているが、受益者負担金では土地所有者が県外在住等で連絡がとれないことによるもの（18人）が最も多くなっている。

不納欠損処分(下水道使用料)



不納欠損処分(受益者負担金)



## 10 補てん財源について（税込み）

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額（差引決算額）576,485,951円は、損益勘定の現金支出を伴わない費用である減価償却費等や減債積立金等の内部留保資金で補てんされる。内訳は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	補てん財源額	補てん額	残 額
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	44,112,807	44,112,807	0
減 債 積 立 金	65,255,104	65,255,104	0
過年度分損益勘定留保資金	221,374,383	221,374,383	0
当年度分損益勘定留保資金	350,246,781	245,743,657	104,503,124
減 価 償 却 費	342,937,038		
資 産 減 耗 費	7,309,743		
当年度分未処分利益剰余金	16,263,271	0	16,263,271
計	697,252,346	576,485,951	120,766,395

上記の表にある補てん財源は、上から順に補てん財源として使用することになっており、当該年度で補てんに使用する額が補てん財源額を下回り、残った場合は翌年度に過年度分として使用することができるものである。本年度は、補てん財源額が697,252,346円に対し、資本的収支の不足額は576,485,951円であり、残り120,766,395円が翌年度へ繰り越されることになる。

## 11 予算議決事項について（税込み）

予算第6条企業債、第7条一時借入金、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第10条他会計からの補助金については、いずれも議決されたところに従って適正に執行されている。

（単位：円）

区 分	議 決 額	執 行 額	比 較 増 減
企 業 債	811,500,000	710,373,300	-101,126,700
一 時 借 入 金	500,000,000	0	-500,000,000
職 員 給 与 費	69,340,000	68,852,622	-487,378
他 会 計 補 助 金	314,725,000	314,627,393	-97,607